

千葉県病院局実習生受入基準

(趣旨)

第1条 この基準は、千葉市立青葉病院及び千葉市立幕張海浜病院（以下「病院」という。）において、薬剤師、看護師、臨床検査技師、臨床放射線技師、栄養士等の養成又は技術向上を目的とする医療関係団体等（学校、養成所を含む。）からの申請に基づき、実習生を受入れる場合について必要な事項を定める。

(契約の締結)

第2条 医療関係団体等の長は、実習の実施を病院に委託するときは、千葉県病院事業管理者と契約を締結しなければならない。

(実習の依頼)

第3条 医療関係団体等の長は、原則として実習開始の14日前までに、実習生氏名、実習期間等を記載した書面により、千葉県病院事業管理者に実習の実施を依頼しなければならない

(実習の承諾)

第4条 前条の依頼があったときは、千葉県病院事業管理者は業務に支障がないと認められるもの限り、実習の実施を承諾することができるものとする。
2 前項の承諾は、書面の交付により行うものとする。

(実習等実施時間)

第4条 実習等を行う時間は、原則として平日の8時30分から17時00分までとする。

(実習料)

第5条 実習に要する実習料は、別表のとおりとする。
2 医療関係団体等の要領等において、実習料の額が、前項で算定する金額を上回る額の定めがある場合には、その額とすることができる。
3 医療関係団体等の長は、実習料を、千葉県病院事業管理者の請求後30日以内に支払うものとする。

(実習料等の減免)

第6条 千葉県病院事業管理者は、特別の事由があると認めたときは、実習料の減免をすることができる。

(実習生への規則遵守の徹底)

第7条 医療関係団体等の長は、実習生が実習を行うにあたり、事前に千葉市が定めた諸規則・心得等を遵守し、かつ実習指導者の指示に従うように実習生を指導するものとする。

(個人情報、秘密及びプライバシーの保護)

第8条 千葉市及び医療関係団体等双方は、実習の実施にあたって、患者をはじめとする千葉市の保有する個人情報、秘密及びプライバシー（以下「個人情報等」という。）及び実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理を行う。

(実習の中止)

第9条 千葉市病院事業管理者は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、医療関係団体等の長と協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。

- (1) 病院の定める諸規則、心得等に違反した場合
- (2) 病院の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合
- (3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- (4) 病院による実習指導の継続が不可能となった場合

(損害賠償等)

第10条 実習生が故意又は過失により千葉市の施設及び備品又は患者に対して損害を与えたときは、医療関係団体等はその損害を賠償するものとする。

(雑則)

第11条 この基準に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は、千葉市病院事業管理者が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 千葉市立青葉病院受託実習生受入規程及び千葉市立海浜病院研修生等受入要綱は、廃止する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年10月1日から施行する。

別表

職種	金額	
保健師	1 人/1 日	1, 100 円
助産師		
看護師		
診療放射線技師		
臨床検査技師		
理学療法士		
作業療法士		
視能訓練士		
臨床工学士		
栄養士		
診療情報管理士		
救急救命士		
薬剤師	1 人/11 週間	380, 000 円